#### 平成30年度第1回岐阜県農業農村整備委員会

#### 議事要旨

- 1 日時 平成30年11月1日(木) 13:30~16:45
- 2 場所 OKBふれあい会館6-4会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 議題
  - 1 日本型直接支払制度について
    - 1) 多面的機能支払交付金について
    - 2) 中山間地域等直接支払交付金について
    - 3)環境保全型農業直接支払交付金について
  - 2 ぎふ農業・農村基本計画アクションプログラム(農業農村整備部門)の平成29年度実績 の評価と今後の方針について
  - 3 農山漁村地域整備交付金に係る整備計画の事後評価について
- 5 議事要旨

#### 【日本型直接支払制度について (多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金)】

- ○多面的機能支払交付金制度の対象施設について、簡単な補修は資源向上支払(共同)で、本格的になると資源向上支払(施設の長寿命化)だと思うが、たとえば、地域の花壇を作る際に必要な物置等の施設でも対象となるのか。(西脇委員)
  - →多面的機能の維持に係る施設の維持管理に支援をするものである。 (成毛技師)
  - →農地をいかに維持していくかを目的としている。(松本委員)
  - → 景観維持にも使えるが、農地の景観を維持するための花壇ならばいいのか。 (西脇委員)
  - →農地に関する施設について支払われ、給水栓や暗渠排水についても特別に対象としているが、 そのような施設に限られると考える。 (成毛技師)
- ○多面的機能支払交付金制度の課題として、組織の継続という問題がある。今後やめていく地域というのはどうなっていくのか。広域化もできない地域は、そこで終わっていいのか。集落の実態が分かれば教えてほしい。(安藤委員)
  - →活動組織が活動を中止した場合は、例えば、地権者が管理するという状態に戻り、耕作放棄地になってしまうという懸念がある。どのような対応をしていくのかが県の重要な課題となると認識している。 (成毛技師)
  - →継続できない理由として、大変面倒な書類を作成しなければならない点である。(今瀬農村支援係長)
- ○たとえば書類の話だけなら、農協改革も行われているので、行政だけではなく農協に協力しても らうのもいい。未だに書類が手書きの組織もあるし、次の人材を見つけるのも難しい。書類だけ の話でもない。 (安藤委員)
  - →土地改良区に事務を担ってもらっている組織は、しっかり事務ができているので、そのように 合併を進めていこうと考えている。(今瀬農村支援係長)
- ○広域化について、農地が隣の市町村にある場合、隣の市町村の活動がなければ、その農地は何も

活動できない隙間の農地となる。市町村をまたいだ農地はどうするのか。実績はあるのか。 (安藤委員)

- →市町村をまたぐ組織は、制度上可能である。 (成毛技師)
- →計画はあるが、実績はまだない。どちらの市町村が主の窓口になるのかというのが、難しいと ころ。(今瀬農村支援係長)
- ○広域合併で単価を上げるのではなく、リーダーを育成するお金を別で手当すべき。また、合併化 していかないと、予算が減らされると聞いた。担い手に集約すればするほど、農村が農地から離 れていく。必要なところに投資していかないと、難しくなる。 (安藤委員)
  - →いずれにしても、高齢化・老齢化になることは目に見えていて、今まで参加していた組織の方々もリタイアしていく。人口減少社会と言われているが、農村は特に深刻な話。いかにして農地を維持していくか、そのためにどうするか。これまでは集落の中のいわゆるムラの機能をつかって、みんなで助け合いながらやってきたが、今は農家がバラバラな時代。農地を保全するために、市町村をまたいでもいいような、そういう仕組みを考えられないかと思う。(松本委員)
- ○5年という計画期間は長いと思う。今の顔ぶれが、70代、80代であるので、期間を考え直す時期なのかもしれない。(西脇委員)
  - →国に対して、計画期間を3年でという要望も上がっている。安定的な組織を作るには、土地改良区や営農組織を巻き込んでやっていかないといけない。 (今瀬農村支援係長)
- ○飛騨の中山間地は、しっかりしたリーダーシップを発揮できる担い手がいないと、集落営農がやっていけない。リーダーを育成する方が金を出すよりも大切。中山間地域直接支払の資料に「農業振興地域内」が大前提だと書いてあるが、「農振地域」でないと、この制度は使えないということか。中山間地には、「農振地域」でない農地がたくさんある。そこを除外していいのか。除外した場合は必ず荒廃農地になり、獣の住処になり、優良農地である農振地域へも獣が入ってくる。農地を守るためには、「首長が認めた場合はこの限りではない」という記載を1つ入れていただきたい。

また、農地維持支払交付金で、県道や市道の法面も草刈りしている。これは本来県や市がやるべきもの。補助金をもらって当然。それを地域の農業者や団体がやっている。この制度自体、その地域の責任者の裁量を増やし、首長判断で使いやすい項目にするなどしてもらいたい。(和仁委員)

- →農振地でないところは、「農振農用地」にしてもらうということで対応していただきたい。(今 瀬農村支援係長)
- →中山間地域直接支払の場合は、対象農用地の「農振地域」に「原則として」という例外を認めていない。多面的機能支払の場合は農振地域外の農地であっても、多面的機能の効果を発現するために必要な場合、一連の団地として取り込むことを認めている。 (大西次長)
- ○中山間直接支払は、田舎でいう、結(ゆい)の精神であり、昔は自分たちですべてやってきた。 補助金がなくてもやらざるを得ない。(和仁委員)
  - →結を取り戻す活動に交付金を出している。 (波能委員)
  - →交付金をもっともっと使ってやっていけばいいと思う。老齢化だけでなく、相続の問題もある。 街の人は農業をやらない。農地を維持するだけで大変な時代。(松本委員)
  - →農地は機械でできるが、周りのあぜなどは、自分たちの手で管理していかないといけない。周 りの景観も含めて管理していかないといけない。 (西脇委員)
  - →条件のいいところはスマート農業でGPSを使ってやっている。中山間地でも、ミニロボットなどができるようになるのは時間の問題かと思う。畦畔・水路・道路を維持するための、専門部隊を作った方がいい。地元の集落にまかせきりではだめ。ただ、まだ今は難しい。(松本委員)
- ○中山間地域直接支払交付金について、マスコミやYouTubeで、予算が減るのではないかという議論があるが、実際にはどうか。それほど変わらないのか。 (和仁委員)
  - →来年度の予算要求の額は確定していないが、H30予算と変わらないと思われる。(今瀬農村支援係長)
  - →これだけ災害が増えたら、減らすわけにはいかない。みんな手を入れているから、今まで持ってきた。 (松本委員)

- →田んぼを宅地にしているということは、水に浸かるところに家が建っているということ。(西 脇委員)
- →水田の機能として、昔は雨が降れば排水の量を調整していた。結局自然のダムである。都会の 人にも理解してもらいたい。 (和仁委員)
- ○多面的機能支払交付金の資料に人口減少社会に突入とある。お金だけ交付されても、人がいなかったら運用されていかない。人を派遣する視点の事業というものはないのか。
  - 移住することで農地が維持できる。農業者が根付くことに対しての支援策、たとえば新規就農者を受け入れた地域に支援金を交付するなど、人を投入する・派遣することに対する支援策などが、 多面的機能を維持するための施策の中にあってもいいのではないか。 (澤野委員)
  - →新規就農者に関しては、岐阜県は特に力を入れて取り組んでいる。また、移住・定住などの施 策や取り組みもそれぞれの分野で行われている。 (深谷農村振興課長)
  - →農業では、夫婦と子供2人の家族は生活していけない。だから若い人が農業をやらない。手取りで400万円/年の給料がもらえれば、農業に従事する人は相当増えると思う。地域の基幹産業であり農業は楽しい。(和仁委員)
  - →県内で採れたものを県内で商品として売り出したいと考える。毎年私の会社では、揖斐春日の棚田に行って田植え・稲刈りを手でやっているが、若い人はあまり喜ばない。農業が楽しいことを分かってもらえるような、県のものを県内の人たちに食べてもらえるようなサイクルができればいいと感じる。(佐竹委員)
  - →手で行う田植え・稲刈りは、いかにも田舎の農業としてメディアに取り上げられているが、それはちがう。今どきは最新型の機械。例えばGPSを利用した自動操縦の機械やITなどと組み合わせてやる農業がかっこいい。米も、ハサに掛けて干せばおいしいというが、今の遠赤外線の乾燥機はハサ掛けよりおいしい。(和仁委員)

#### 【日本型直接支払制度について (環境保全型農業直接支払交付金)】

- ○環境保全型農業直接支払にGAPという項目が入ったが、実際GAPの認証を受けるとなると、100万円/年程度の維持管理費がかかる。4,000円/10aの補助を受けるのに、そのような費用は出せない。(和仁委員)
  - →GAPについては、民間団体による第三者認証までは必要としていない。全国的にも同じような質問があるが、GAPをとるのではなく、「する」ということに重点を置くということでご認識いただきたい。(林技術主査)
- ○カバークロップについて、播種したが出芽しなかった場合は交付対象となるか。発芽率はどれく らいが求められるか。播種した実績があれば、交付対象となるか。 (和仁委員)
  - →カバークロップについては、その地域にあった緑肥を選択していただきたい。その地域では発 芽するものでない場合は、牧草など発芽可能なものに切り替えていただきたい。発芽しないと 緑肥としての効果を発現できないので、交付の対象して認められない。
    - 発芽率は、写真等で第三者が確認し、発芽していることが認められるような発芽率であれば、 問題ない。(林技術主査)
- ○堆肥の施用については地方自治体の裁量を増やしていただきたい。下限の量は200 k g などでもいいのか。 (和仁委員)
  - →堆肥の施用量は、岐阜県では一般に水稲は $1\sim 2$  ton、野菜だと最大で4 ton。下限値については、土壌診断結果にもよるが、過大ということであれば減らしてもらっても良い。下限は0.5 tonとなる。ただし、物理性の改善ということが求められるので、いずれにしてもtonレベルまでは入ったほうがいい。(林技術主査)
- ○堆肥の施用は団体でないといけないのか。例えば、2名以上で1haやれば団体で、40haでも1名でやれば個人となる。これも、首長が団体として認定していただければいいのではないかと思う。 (和仁委員)
  - →2名以上であれば団体の要件を満たす。一方、個人の認定については、地域のおおむね半分以上を担う場合に市町村が認定すれば対象となるので、集落の面積が20haであれば、対象農地は10ha程度を担っていれば良い。また、集落面積の全国平均32haの4割にあたる12ha程度を担っていても良いので、いずれかに該当すれば対象となりうる。(林技術主査)

○多面的機能支払や中山間地域直接支払の対象面積は横ばいで落ち着いている状態。環境型農業直接支払は西濃などに地域が偏っている。もっとできるところがあるのではないかと思う。(松本委員)

#### 【ぎふ農業・農村基本計画アクションプログラム (農業農村整備部門) の平成 2 9 年度実績の評価と 今後の方針について】

○このアクションプログラムを3年前に冊子でいただいた時に素晴らしいと思った。そこで、10~20aの水田基盤がぜい弱な農地について高山市へ基盤整備の要望をしたら、基本的に荒廃農地でないとできないと言われた。

アクションプログラムの中に、劣悪な農地を再生できると書いてあったが、担当部署がダメだと言ったので、結局自費で150万円程度かかってやった。アクションプログラムに書いてあるほ場の大区画や水田の乾田化事業は、大きな圃場の事業だと思うが、小さい中山間地のほ場の改善もお願いしたい。また、県から高山市への指導もお願いしたい。命がけで農地を守っている。ぜひ、農地再生に向けて指導・手立てをお願いしたい。(和仁委員)

- →アクションプログラムの内容を地元にどのように伝えているか。事業ありきで動いていないか。 もう少し、地元の方にも頑張っていただいて、手段を模索していただきたい。面積要件等もあ ると思うが、小さい工事でも大きな成果を発揮するものもある。 (松本委員)
- ○達成率7%の土地改良区の複式簿記導入について、そんなに難しいのかと感じた。現在の経理事務の方にすぐに資格を、というのは難しい。お金はかかるが外部に出すという形をとれば、経費はかかるが間違いなく達成できると思う。(安藤委員)
  - →私の土地改良区では、H28に複式簿記を導入した。もともと土地改良区は単式簿記だが、単式の方が難しい。しかし、単式簿記で慣れている人は、複式簿記は難しいと思ってしまっている。どこで困っているのか、詰まっているのかも個々に違う。まずソフトの導入にお金がかかり、ランニングコストもかかる。稼働したらラクになるが、それまでにお金がかかるので、みんな引いてしまう。(波能委員)
  - →そもそも、なぜ複式簿記にしないといけないのか。(安藤委員)
  - →残念ながら、全国的に土地改良区等で横領などの不祥事がおきている。これを防ぐため、複式 簿記を導入することとなった。 (河本事業管理係長)
  - →必ず複式簿記にすべき。財産状況もクリアになる。(波能委員)
  - →統一の会計ソフトにして、だれが教えてもできるようにすればいいのではないか。(安藤委員)
  - →統一にはならない。(波能委員)
  - →ソフトが違うと全く使えない。使い方が違う。指導することも大切。(佐竹委員)
  - →アウトソーシングして、税理士に1年1度見ていただくなどで対応できないか。(安藤委員)
  - →アウトソーシングでは、日常の会計処理はできない。ある程度簿記の知識がある人なら、会計 ソフトへの入力はできる。会計ソフトが入ってしまえばいいが、入るまでが大変。(波能委員)
- ○多面的機能はE判定となっているが、なぜ取り組めないのか。隣に取り組んでいる組織があるのなら、そこを掘り起こせばいいのではないか。(安藤委員)
  - →隣に組織がある集落については、市町村を通じてお願いをしているところ。現在は、やめてしまいそうな組織を合併させて存続させるようにしており、減少を防ぐことを優先している。(今瀬農村支援係長)
  - →中山間地域直接支払の組織を入れてはどうか。対象の事業を農地維持活動と狭く限定している ことも、判定が低くなる原因では。面積で目標を達成するというのは難しい。件数にしないと。 (松本委員)
  - →市町村職員が変わり、指導ができないこともある。(今瀬農村支援係長)
  - →5年間で、行政の担当も集落の担当も変わり、座談会をやるたびに、だれが悪いのかという話になる。そうなるとやりたくない、細かい事務の連絡もできなくなる、リーダーがいなくなる。 誰が見ても分かるようなマニュアルがあればいい。とにかく、誰かがやらなければいけない。 面倒なものを面倒ではないようにすると、やめていく人・地域も少なくなるのではないか。最

終は広域合併だと思うが。(安藤委員)

- →地域の座談会で何を話すか、地味な活動だが本音を出して、メリット・デメリットをしっかり 話して、経済的・社会的なインパクトを把握しておくことが大切。 (中田委員)
- ○対処方法としてアクションプログラムの計画変更はできないのか。目標数値を下げるとか。今からでは、この数値の達成は無理。(松本委員)
  - →目標値としている数値を見直すこともできるが、本プログラムは親計画である「ぎふ農業農村 基本計画」の実行計画であるため、原則として勝手に変更することは難しい。(深谷農村振興 課長)
- ○どうしても集落を守りたいというところがあればやる。金をくれるからやるのとはちがう。維持 管理しないなら、その集落は消滅すればいい。自分の農地は自分で守るのが基本。担い手がやっ てくれるという甘い考えではいけない。 (和仁委員)
  - →集落なりで、結(ゆい)の精神で、交付金なしでできている組織もたくさんある。やめていく ところを防ぐということであれば、目標が高すぎたのではないのか。(安藤委員)
- ○本日の審議については、岐阜県農業農村整備委員会として了承。(松本委員長)

#### 【岐阜県農山漁村地域整備交付金に係る整備計画の事後評価について】

- ○アクションプログラムの施策を実現するための計画であり、これまでアクションプログラムの実績について委員会の中でフォローできているため、それをもって事後評価にかえたいと思うがいかがか。 (松本委員長)
  - →了。(各委員)

## 平成30年度 第1回岐阜県農業農村整備委員会出席者名簿

# □委員10名 (出席8名)

(50 音順)

氏 名	主 な 職 名	備考
安藤 重治	岐阜県稲作経営者会議 青年部顧問 アグリード株式会社 代表取締役	
佐竹 輝美	株式会社デリカスイト 執行役員情報本部長	
澤野 都	岐阜新聞社編集局 生活文化部長	
中田 誠志	合同会社地域と協力の向こう側 代表	
西脇 洋恵	NPO法人ななしんぼ 理事長	
波能 寿子	各務用水土地改良区 事務局長	
林 喜美子	生活協同組合コープぎふ 理事	欠席
松本 康夫	岐阜大学 名誉教授	
森 誠一	岐阜経済大学経済学部 教授	欠席
和仁 松男	岐阜県農業参入法人連絡協議会 会長 株式会社和仁農園 代表取締役	

### ■関係者等 18名

氏 名	所属・役職	備考		
農政部				
大西 正晃	農政部次長			
(農村振興課)				
深谷 勝之	農村振興課長			
今瀬 誠司	農村支援係 技術課長補佐兼係長			
総山 富彦	農村支援係 係長			
成毛 友哉	農村支援係 技師			
近澤 義隆	農村企画係 係長			
川島 久美子	農村企画係 技術主査			
(農地整備課)				
西村 和宏	農地整備課長	議題2・3のみ		
山田 幸樹	技術指導監	IJ		
河本 哲治	事業管理係 課長補佐兼係長	IJ		
武藤 剛	水利・小水力係 係長	IJ		
西尾 琢磨	農地防災係 技術課長補佐兼係長	IJ		
萩野 充	農地・農道係 技術課長補佐係長	IJ		
奥村 俊幸	総合整備係 技術課長補佐兼係長	IJ		
兼山 雅史	調査計画係 技術主査	IJ		
見屋井 一輝	調査計画係 技師	IJ		
(農産園芸課)				
土屋 智裕	農産園芸課長	議題1のみ		
石川 嘉奈子	クリーン農業係 係長	IJ		
林 邦博	クリーン農業係 技術主査	IJ		
(岐阜県農地・水・環境保全推進協議会)				
藤沢 広美	事務局長	議題1のみ		
長谷川 朗	事業推進担当	IJ		